

風しん抗体検査助成事業Q & A（医療機関用）

令和8年4月1日

No.	区分	質問	回答
1	実施期間	いつからいつまでに実施した抗体検査が令和8年度の費用助成の対象になるのか。	令和8年度風しん抗体検査助成事業は、令和8年4月1日から令和9年3月31日に実施した抗体検査が費用助成の対象です。なお、本助成事業による検査を実施しようとする医療機関は、事前に（公社）岡山県医師会へ業務実施承諾書及び委任書の提出が必要です。
2	医療機関	住所地以外の医療機関でも抗体検査を受けることができるか。	住所地以外の医療機関でも受けることができます。請求時に、別紙1及び別紙2を岡山県・岡山市・倉敷市分で1枚ずつ分けてください。
3	同居	同居していることをどのように確認するのか。	問診票の記載内容で確認してください。住所一致の確認などは必要としません。
4	妊婦の抗体価	対象者のうち、「風しん抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者」とは、妊婦の抗体価がどの程度であればその同居者が助成対象となるか。	実施医療機関向けに配布した「風しん抗体検査助成事業実施の手引き」内の「予防接種が推奨される風しん抗体価について」を参照ください。
5	検査助成対象者	抗体検査を受けたことがあるか覚えていない場合の対応は	覚えていない場合は「不明」として、対象として頂いて構いません。経産婦の場合、妊婦健診で風しん抗体検査を受けているので、母子健康手帳等を確認するよう促してください。
6	検査助成対象者	助成は1人1回のみとあるが、確認方法は。	本人の申し出・問診票・カルテ等から、過去にこの制度を利用したことがあると分かった場合は、1人1回のみであることを説明してください。
7	検査費用の請求	抗体検査に要した費用の請求はどのようにしたらいいか。	<b>実績報告とあわせ、岡山県・岡山市・倉敷市のそれぞれ担当課あてに請求してください。</b> <b>なお検査受検者へは、費用を請求しないでください。</b>
8	検査費用の請求	昨年度の様式を使用してもよいか。	様式を変更している場合があるので、年度ごとに新しく送付した様式を使ってください。問診票についても同様です。
9	検査費用の請求	「検査実施日」と「結果説明日」が異なるが、実績報告書（別紙1）、実績報告書（累計）（別紙2）、請求書にはどちらの日を記入すればよいか。	「検査実施日」の月日（又は月）を記入してください。ただし、下記10に注意してください。
10	検査費用の請求	検査説明ができていない場合、実績報告及び請求書を提出することはできるか。また、できる場合、申込（問診）票の「結果説明日」の欄はどのように記入すればよいか。	検査結果を説明した後、実績報告及び請求書を提出してください。ただし、1～3月実施分については、4月10日までに説明できていなくても、説明予定日及びその旨を記入して、必ず4月10日までに報告してください。
11	検査費用の請求	前の四半期分の提出遅れがあった場合、次の四半期分の提出とは別紙で請求書等の記入・提出が必要か。	請求書・実績報告書・実績報告書（累計）については、四半期毎に用紙を分けて記入の上、提出してください。提出遅れのものについても、別途で四半期毎に用紙を分けてください。
12	実績報告書の提出	2種類の方法（H I法とE I A法）で検査した場合、実績報告書はどのようにしたらよいか。	実績報告書（別紙1）及び実績報告書（累計）（別紙2）については、方法ごとに報告書を分けてください。なお、請求先が異なる場合は請求先ごとにも分けてください。
13	実績報告書の提出	抗体検査の実績がない場合も実績報告書の提出が必要か。	抗体検査の実績がない場合、提出の必要はありません。
14	その他	検査結果がH I法で8倍、16倍で、「予防接種が推奨される風しん抗体価について」で風しん含有ワクチンの接種を推奨されていないとき、予防接種を受ける必要はないと理解してよいか。	接種を推奨されていない場合であっても、受検者が確実な予防のため接種を希望する場合は、個々に風しんの性質等を伝え、相談の上、受検者に判断してもらうようにしてください。